(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要が調査対象期間を通じて減少する中、調査対象期間において、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。調査対象貨物と本邦産同種の貨物は高い代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中、調査対象貨物は本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売されてた。本邦の産業において、安価な調査対象貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が生じているほか、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、製造原価の減少分以上の国内販売価格の引き下げを強いられ、また、取引先からの調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じることができず、販売量を減少させてきた結果、利潤の低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと認められる。以上から、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五　その他参考となるべき事項

(一)　調査により判明した事実に係る令第十条第三項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　令和八年八月七日

ロ　意見の表明についての期限　令和八年八月七日

(二)　上記(一)により提出された証拠又は表明された意見に対する令第十条第三項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　令和八年八月二十八日

ロ　意見の表明についての期限　令和八年八月二十八日

(三)　証拠の提出又は意見の表明の宛先　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(四)　本調査は日本語で実施するものとするため、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

(五)　不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省のホームページで入手することができる。

○財務省告示第二百十一号

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年八月十三日財務省告示第二百二十二号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査について、同条第六項ただし書の規定により調査期間を延長することとしたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月二十四日

財務大臣　片山さつき

一　延長される調査の期間　四箇月

二　延長の理由　調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには１層の時日を要するため

○国土交通省告示第九百九十九号

外部故障診断装置の開発に係る技術情報の取扱実施規程を次のように定める。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

外部故障診断装置の開発に係る技術情報の取扱実施規程

（目的）

第１条　この実施規程は、外部故障診断装置の開発情報に関し、外部故障診断装置製作者等に対して提供できる内容及びその提供方法等を定めることにより、開発情報に基づき外部故障診断装置を製作できる環境を整備し、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この実施規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　制御装置　自動車の装置を電子的方法により制御する装置をいう。

二　外部故障診断装置　制御装置と接続し、自動車の装置の作動状況を診断又は整備するために使用する外部装置をいう。

三　純正機　自動車製作者等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第57条の２に規定する自動車製作者等をいう。以下同じ。）が開発した外部故障診断装置をいう。

四　開発情報　自動車製作者等が作成する特定整備（道路運送車両法第49条第２項に規定する特定整備をいう。）に必要な外部故障診断装置を開発又は改良するに当たって必要な技術上の情報をいう。

五　外部故障診断装置製作者　外部故障診断装置の開発又は改良をすることを業とする者をいう。

六　協定規則　車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。

七　ＣＳＭＳ　協定規則第155号の規則2.3.に基づき、自動車の製作を業とする者が定めるサイバーセキュリティマネジメントシステムをいう。

八　ＳＵＭＳ　協定規則第156号の規則2.6.に基づき、自動車の製作を業とする者が定めるソフトウェアアップデートマネジメントシステムをいう。

（適用対象）

第３条　この実施規程は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添124　1．で定める自動車に適用するものとする。

（自動車製作者等による機構への開発情報の提供）

第４条　自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときは、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に開発情報を提供することができるものとする。ただし、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって、当該自動車を輸入することを業とするものにあっては、当該外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が、機構に開発情報を提供することをもって、自動車製作者等が機構に開発情報を提供したものとみなす。

２　前項の提供は、機構が指定する条件に適合するように行うものとする。

３　開発情報のうち次に掲げる事項については、第１項の提供は省略することができるものとする。

一　外部故障診断装置の次に掲げる機能に関するもの

イ　速度抑制装置（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第８条第４項に規定する速度抑制装置をいう。）に関するもの